

小山町訓令第1号

令和8年度小山町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を次のように定める。

令和8年3月9日

小山町長 込山 正秀

令和8年度小山町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

(趣旨)

第1条 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項に基づき、本町の令和8年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この調達方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 この調達方針は、小山町役場の全部署（小・中学校、こども園、出先機関を含む。以下「全庁」という。）に対し適用するものとする。

(障害者就労施設等の範囲)

第4条 調達の対象となる障害者就労施設等は、法第2条第4項において規定する障害者就労施設等のうち、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達が可能な施設（以下「調達可能施設」という。）とする。

(調達の推進方法)

第5条 調達の推進方法は、次のとおりとする。

- (1) 全庁的な取組の推進 町は、全庁に対し、法の趣旨を周知するとともに、各所属で実施している物品等の調達について、調達に関する他の施策等との調整を図りつつ、可能な限り広い分野の調達可能施設からの調達に努めるものとする。
- (2) 調達可能施設において提供する物品等の情報提供 町は、調達可能施設が提供する物品等の情報について、全庁に対して分かりやすい形での情報提供を実施する。

(調達物品等)

第6条 この調達方針により調達可能施設から調達する物品等は、次のとおりとする。

- (1) 物品 食料品、小物雑貨（縫製品、木工品等）、事務用品これらに類する物品

(2) 役務 印刷、清掃、施設管理、回収作業、分別作業、飲食店等の運営これらに類する役務

(調達目標額)

第7条 令和8年度における調達目標額は、令和7年度実績以上とする。

(調達方針及び調達実績の公表)

第8条 調達方針及び調達実績の公表は、次のとおりとする。

(1) 町は、調達方針を定めたときは、町ホームページ等により速やかに公表する。

(2) 町は、調達実績については、当該年度終了後実績を取りまとめ、町ホームページ等により速やかに公表する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(令和7年度小山町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の廃止)

2 令和7年度小山町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針（令和7年小山町訓令第3号）は、廃止する。